

考查受験上の注意

定期考查や課題テストは、学習の成果を公平に評価するためのものであり、次の注意事項を守り、真剣に受験すること。

1 不正行為厳禁

万一不正行為もしくはこれに類する行為を行った場合は、当該科目の考查点を0点とし、特別指導の対象にする。

不正行為とは次のことをさす。

- (1) 監督の指示に従わないこと。
- (2) 他の生徒の答案をのぞいたり、生徒同士で相談をしたり、疑わしい紙片を見たりすること。
- (3) 他の生徒に妨害を加えたり、利益を与えたりすること。
- (4) 携帯電話、ミュージックプレイヤーを使用すること。
- (5) 筆記用具等の貸借をすること。
- (6) 不正に問題を入手したり、答案を改ざんすること。

2 主な注意事項

考查開始前

- (1) 机の中は空にし、何も入れてはならない。
- (2) 机上に落書きをしない。
- (3) 携帯電話、ミュージックプレイヤー等は電源を切り、鞆の中に入れる。
- (4) 筆箱、下敷き、うちわ、タオルなどは使用できない。ただし、特別な事情によりハンカチやティッシュペーパー等を使用したい場合は、考查が始まる前に必ず監督者に申し出て許可を得る。
- (5) 荷物はロッカーまたは教室の後方にまとめて置く。
- (6) 考查開始5分前(予鈴)には、私語を止め、着席を完了する。
- (7) 問題が配付されても、開始の合図があるまでは問題を見たり名前を記入してはならない。

考查中

- (1) 筆記用具の貸し借りは認めない。
- (2) 周囲を見回したり、声を発したり、生徒同士で目くばせ等をしてはならない。
- (3) 質問等がある場合は、静かに手を上げて待つ。

考查終了時

- (1) 終了の合図と同時に筆記用具を置き、監督者の指示に従って答案を回収する。答案の回収・確認が終了するまでは席をたたず、私語もしてはならない。

3 携帯電話、ミュージックプレイヤーについて

- (1) 携帯電話、ミュージックプレイヤーは電源を切り、カバンの中に入れる。マナー・モードは不可とする。
- (2) 考查中に携帯電話を使用(操作)した場合は、不正行為とする。

4 定期考查を欠いた場合

やむを得ない理由により定期考查を欠いた場合、追考查を行う。追考查を実施できない場合は、見込み点を算出する。それ以外の理由で定期考查を欠いた場合、当該教科の考查点を0点とする。

なお、やむを得ない理由とは次に掲げるものとし、(1)の項目に該当する場合は、証明になるものを速やかに担任に提出する。

- (1) 病気、けが等で入院または通院の必要があったり、医師から自宅療養の指示があった場合。
- (2) 災害等により出校できない場合。
- (3) 公欠・忌引・出席停止により受験できなかった場合。

5 その他

- (1) 教室に掲示する「受験上の注意」をよく読んでおく。
- (2) 欠席・遅刻をしない。